

③史跡指定地内はその3分の2がスギ植林を主体とする樹林で覆われている(図2-5、写真3-7)。山頂部の土壌は保水性が高く樹木の根が比較的浅いことに加えて、冬季には1mを越える積雪と強い西風(季節風)に見舞われることから、例年、倒木や幹・枝の折損が発生している。

⇒倒木による根の掘り起し等により遺構が破壊される危険性が高いことから、遺構が集中する地区を中心に適切な伐採が必要である。



写真3-7.史跡指定地周辺はスギ林が多い

(2) 遺構表示に関わる現状と課題

①3時期(縄文中期・後期・晩期)の縄文時代集落が一部重なりながら地下に埋蔵されている。⇒各時期の集落形態(馬蹄形あるいは環状)や広がりや理解できるような整備が必要である。また、各時期の集落遺構範囲を区別するために高木植栽などの緩衝地を設けることが望ましい。

②発掘調査成果から、各時期の建物遺構の構造の違いが明らかとなっている。

⇒各時期を特徴づける建物遺構(竪穴建物・掘立柱建物・方形状柱穴列)については、その違いが可視化できる平面表示や建物復元などの整備が必要である。また、可変性の高いデジタルコンテンツの活用も検討すべきである。なお、復元整備にあたって情報に不足がある場合には追加で発掘調査を行う必要がある。

(3) 周辺環境整備に関わる現状と課題

①指定地内はスギ林が大半を占める。

⇒縄文時代の環境・景観を復元するため、広葉樹林を主体とする植生に遷移していく整備が望まれる。

②史跡指定地周辺には、開発行為から免れた里山環境が残っており、ヤマホロシ等の絶滅危惧種、カタクリやイカリソウ等の群落(図2-3・4、写真3-8・9)が生育する。また、オオタカやクロサンショウウオなどの希少な動物の生息(図2-7)が確認されている。

⇒見学者のためのアクセス道路や園路整備にあたっては、希少な動植物への配慮が必要である。また、史跡整備にあたっては、周辺の自然環境の保全に努め、これを活用する工夫が必要である。

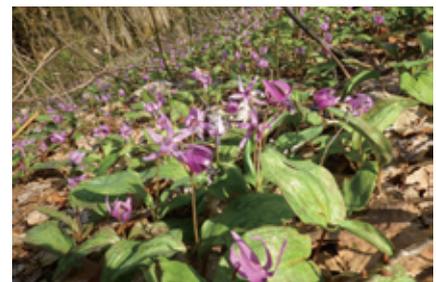


写真3-8.カタクリの群生地



写真3-9.イカリソウ

③史跡指定地の北部に、地域の方々の管理する祠が祀られており、その周辺には神域として保存された大木が多く残存する（写真3-10）。祠やその周辺は地域の方々によって管理されている。

⇒祠およびその周辺環境は、地域住民の拠り所であるとともに貴重な自然環境として保全することが求められる。



写真3-10.指定地北部の祠周辺の環境

（4）公開・活用に関わる現状と課題

①麓から史跡指定地まで工事用車両や自家用車でアクセスできるルートがない（写真3-11）。

⇒工事車両や、整備後の利用者がアクセスできるよう道路整備が求められる。



写真3-11.自動車です跡指定地に行くためには急勾配の管理道を通行しなければならない

②麓から丘陵上の史跡指定地へ登る里山ルートが複数あるが、一部、通行が困難な箇所がある（写真3-12）。

⇒徒歩で安全にアクセスできる複数のルートの補修・整備が必要である。



写真3-12.道幅が狭く崖崩れの恐れがある散策路

③史跡指定地周辺に埋蔵文化財包蔵地が多く点在している。
⇒史跡および周辺の埋蔵文化財包蔵地に影響のない施設配置及び整備手法が求められる。

④指定地には案内標識や解説板等のサインが設置されていない。また、本史跡までの案内誘導する看板等が設置されていない。

⇒史跡の本質的価値を伝えるための解説板や見学者を誘導するための案内標識の設置が必要である。

⑤史跡指定地の周辺にトイレや休憩施設などの便益施設や園路がない。

⇒史跡見学等をしてもらうためにはトイレや休憩施設などの便益施設が必要である。

⑥給排水、電気などの施設が耳取山の山頂には整備されていない。

⇒多様な活用に対応できるよう給排水、電気などの施設整備が求められる。

⑦本史跡の遺物や遺構について展示解説できる拠点が近隣にない。

⇒本史跡に対してより理解を深めるためには指定地近隣にガイダンス施設などの展示施設が求められる。

⑧周辺の文化財との連携がなされていない。

⇒同時代の史跡などと連携し体系的な学習・理解を促す公開活用を進める必要がある。

(5) 管理・運営に関わる現状と課題

①地域の自治会で本史跡活用の検討委員会が立ち上がり、田井小学校でキャラクターづくりを進めるなどの市民主体の取組が進められている。

⇒市民の主体的な取組を持続するとともに、より広く展開していく仕組みが求められる。

②史跡指定地が4ha近くあり、整備規模が広大である。

⇒整備面積が広く維持管理に手間がかかることから、官学民での多様な関わりが必要となる。



写真 3-13. 耳取遺跡をモチーフとしたキャラクター「土器^{どき}耳^{みみ}土くん」とそのグッズ

第4章 基本方針の設定

第1節 本史跡を整備する意義

縄文時代の定住的生活がもたらした歴史的意義や保存活用計画における基本理念をふまえ、改めて、本史跡の見附市における意義について整理する。

(1) 定住的生活の中で知を蓄積し自然と共生してきた縄文時代

縄文時代は、それまでの寒冷な時代には獲物を追って遊動する生活だったが、気候の温暖化によって繁茂するようになった森林がはぐくむドングリ類やクリ、シカやイノシシを食料とする定住的な生活様式へと転換した。

日本列島特有の四季折々の食料や資源を有効に利用するさまざまな知識と技術が蓄えられた。土器の出現によって動植物質の食料からより良く栄養摂取できるようになり、数棟のイエに住む人々がムラをつくって協同する生活が始まった。ムラのまわりの山野でほとんどの生活資材は調達できた。さらに、遠隔地にしか産出しないものであっても入手する交易の仕組みもつくり上げた。

耳取遺跡において、縄文時代中期～晩期にかけて約三千年もの間、集落が営まれた背景には、周辺に豊かな自然環境があったことと、三千年間の定住の中で自然を生かす知識・技術が蓄積され、これにより自然を取り込んだムラづくりができたためと考えられる。

(2) じょうもん三千年の森の考え方

保存活用計画の基本理念において、「じょうもん三千年の森」として「空」、「大地」、「森」を遺構と一体として保存活用することを示している。

耳取遺跡は、縄文人が三千年にわたり自然環境を取り込み、人工的に手を加えながら持続的かつ発展的な社会が営まれてきたと考えられる。「じょうもん三千年の森」では、これと同様に、自然を活用しやすいように手を加え、皆で保全していくことを目指す。

また、縄文時代に長期間、定住することで知を蓄積・共有し、ムラがつくられていったのと同様に、市民や事業者など様々な主体が関わり、関係者が協働で森づくりや住居復元体験をし、後世に文化や技術を引き継げる空間を目指す。

本史跡では、史跡整備し公開・活用することで、本史跡の本質的価値を広く伝えるとともに、SDG's等にも関わる以下のようなメッセージを、利用者に対して伝えることも目指す。

<本史跡を整備する意義（利用者へ伝えたいメッセージ）>

- ・自然と共に生きる知恵や技を学ぶ
- ・循環型社会を創造する意識を高める
- ・助け合いと分かち合いの暮らしを意識する

第2節 基本理念および基本方針

「史跡耳取遺跡保存活用計画」に記された基本理念および基本方針を以下に示す。

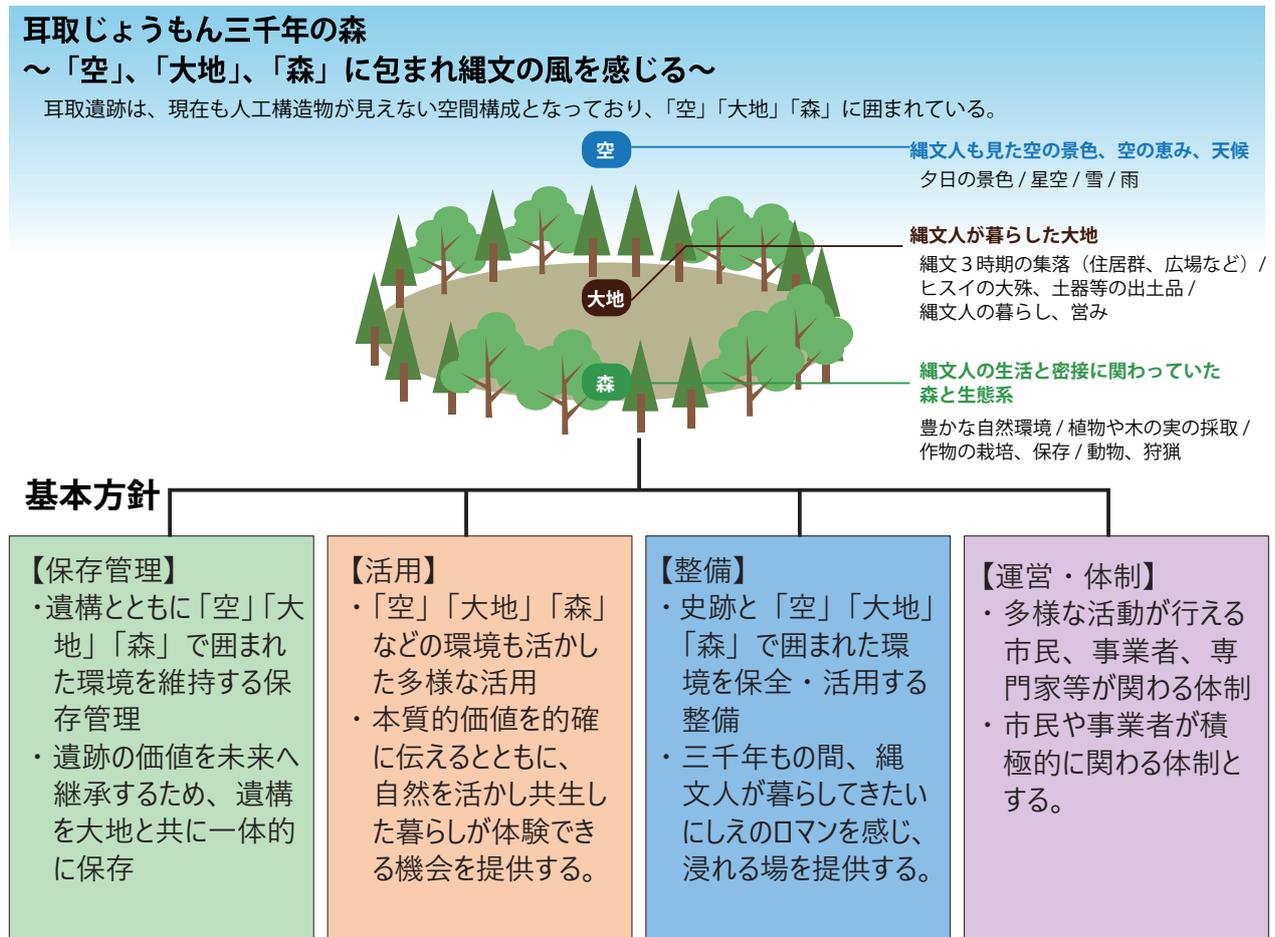


図 4-1. 保存活用計画における基本理念と基本方針

第3節 整備の方針

本史跡の整備の方針を図 4-2 に示す。整備方針の設定にあたっては、「史跡等整備のてびき」を参考に、保存の方針、活用の方針、整備の方針についてその関係性を再整理した。

図 4-2 をもとに、以下に保存及び活用の方針もふまえた整備方針について詳述する。

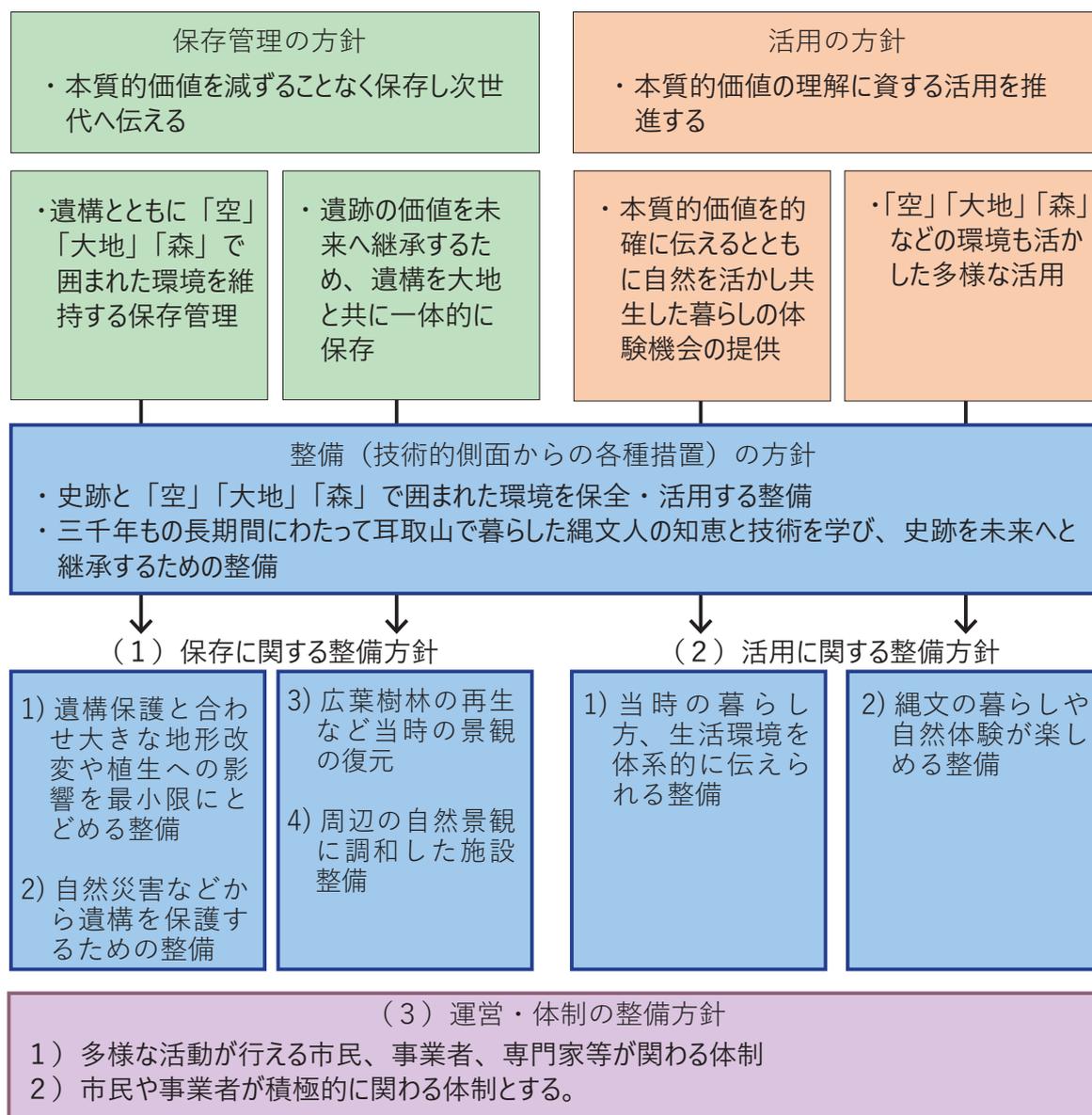
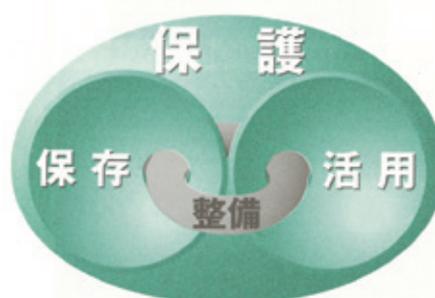


図4-2.保存、活用、整備の関係をふまえた本史跡の整備方針

史跡等の保護—保存・活用—と整備の関係（「史跡等整備のてびき」（文化庁監修）より）

史跡等の保護—保存と活用—のための事業とは、史跡等の構成要素のうち第1の構成要素[※]を確実に保存し、それらの潜在的価値を引き出し、さらに高めるために、第2の構成要素[※]を整える作業の総合的な過程である。そのような総合的な作業の過程に対する技術的側面からの各種の措置が「整備」である。これを概念図として表したものが、図・総3-3である。もちろん、このような史跡等の保存と活用を目的とする整備の技術的な側面には、制度及び体制をはじめ、事業の運営上必要となる各種の事柄が直接関連していることを忘れてはならない。



図・総3-3 史跡等の「保護—保存—活用—」の概念と「整備」の関係

※「第1の構成要素」とは本質的価値を構成する枢要の要素、「第2の構成要素」とは指定地にあつて本質的価値を構成する枢要の要素以外の諸要素を示す。

(1) 整備の共通方針

1) 史跡と「空」、「大地」、「森」で囲まれた環境を保全・活用する整備

史跡耳取遺跡とその周辺環境である空、大地、森を一体的に保全し活用できる整備とする。人工物が視界に入らない自然環境を活かし、自然を取り込んだ縄文集落の景観を復元するとともに、耳取遺跡での縄文の暮らしを基にした持続可能な活用ができる場を整備する。

2) 三千年もの間、縄文人が暮らしてきたにしへのロマンを感じ、浸れる場の提供

本質的価値を表出し、伝えていくとともに、三千年の間、縄文人が暮らしてきた場所であることを実感でき、そのロマンを感じることができる整備とする。

(2) 保存管理に関する整備方針

史跡耳取遺跡が国民共有の財産であることを認識し、その価値を減ずることなく、末永く享受できるよう、土中の埋蔵文化財を保護し保存を図る。

1) 遺構保護と合わせ大きな地形改変や植生への影響を最小限にとどめる整備

耳取遺跡の整備にあたっては本質的価値の保存を最優先に考え、遺構に影響を与えず今後の調査研究に支障のないよう十分に配慮する。

また、発掘調査からは縄文時代当時の地形が明らかとなっていないことから防災面や自然環境への影響を配慮してできる限り地形の改変は行わない。

アクセス道路等の整備においては、貴重種を含む周辺の自然環境に影響を与えないよう十分に配慮する。

2) 自然災害などから遺構を保護するための整備

史跡指定地の東西には急傾斜地があり、耳取山は土砂災害警戒区域に指定されている。

土砂災害や雨水による浸食などにより、遺構が損なわれないよう排水に十分に配慮するとともに、必要に応じて災害対策のための措置を施す。

3) 広葉樹林の再生など当時の景観の復元

自然環境に囲まれ、人工構造物が視界に入らない空間特性を生かし、縄文時代の豊かな自然を想起させる、耳取山の自然環境を活かした史跡公園を目指す。このため、当時の景観である広葉樹林を再生し、「縄文三千年の森」として整備するものとする。

4) 周辺の自然景観と調和した施設整備

豊かな自然景観が保全されるよう、施設整備等にあたっては、周辺景観との調和に配慮する。

管理棟やトイレ等の施設については、集落を見学する利用者から目立ち過ぎないようにその配置やデザインに配慮する。また、標識やベンチなどの設置数も必要最小限とする。

(3) 活用に関する整備方針

1) 当時の暮らし方、生活環境を体系的に伝えられる整備

3時期に渡り営まれてきた暮らし、縄文集落を的確に伝えるとともに、集落周辺の自然を含めた生活環境を体系的に伝えられる整備を目指す。

<本質的価値を的確に伝える整備>

- ① 3時期に渡る遺構→3時期の遺構を混同せずに区分して表現した展示整備
- ② 馬蹄形・環状集落の遺構が良好な状態で保存→各集落の平面形態や住居形態を伝える整備
- ③ 北陸最大級の規模の後期集落→集落の規模や形態を伝える整備
- ④ 長期間に渡り、規模の大きい集落が営まれた→それを支えてきた環境を伝える整備

2) 縄文の暮らしや自然体験が楽しめる整備

本史跡では、史跡指定地内やその周辺において縄文の暮らしを体験できるとともに、周囲の自然を活かした自然体験を楽しめる整備を行う。

また、本史跡の魅力をも高め市民の愛着や誇りを醸成していくために、いにしへのロマンを感じられ、その中に浸れる空間を整備する。

- ① 縄文三千年の森や縄文植物園など当時の自然環境、景観を復元する。
- ② 遺構と自然を活かした体験ができる空間整備とする。
- ③ デジタルコンテンツや縄文宿泊体験など多様な展示手法・運営手法を用い、縄文の暮らしや縄文の景観を伝える。

(4) 運営・体制の整備方針

1) 多様な活動が行えるよう市民、事業者、専門家等が関わる体制の整備

本史跡の運営にあたっては、より多様な活動が行えるよう、官学民等の連携による活動体制を構築するものとする。

市民においては、耳取遺跡ファンクラブ等を発足し、管理や運営に関わる人材を育成する。

2) 市民や事業者が積極的に関わる体制

市民や事業者が積極的に、縄文をテーマとした活動や商品開発に参画できるよう、統一した縄文ブランドのガイドブック製作など、活動支援を行う。

第4節 主な利用者と利用の想定

施設の整備基本計画を策定するにあたり、施設規模や施設設備を検討するためには利用者像や利用イメージを想定する必要がある。

本施設は、史跡公園であり、その活用においては学習的利用が中心となることから、一般の利用者と児童・生徒に区分し、それぞれの利用イメージを想定し、表4-1に整理する。

表4-1.各利用者の利用想定

対象者	利用者のイメージ		施設利用のイメージ	
	利用目的	住まい	主な交通手段	利用想定
学校教育	見学、学習、体験	見附市および近隣市町村	大型バス	<ul style="list-style-type: none"> ・30人/クラス程度の団体で利用 ・ガイダンス施設でバスを降り、展示を見学後、史跡指定地へ徒歩で移動して見学 ・ガイダンス施設および遺構の見学、体験プログラムなどを実施
地域市民	見学、学習、体験	見附市、新潟県、全国	自家用車	<ul style="list-style-type: none"> ・個人やグループで利用 ・ガイダンス施設および史跡指定地を自家用車で移動 ・ガイダンス施設および遺構の見学、体験プログラムなどを実施
	日常的な散策など	見附市	徒歩、自転車、自家用車	<ul style="list-style-type: none"> ・個人やグループで利用 ・主に史跡指定地を利用 ・麓に自家用車を止め、散歩や自然観察などを楽しむ
観光	イベントなど	見附市、新潟県、全国	自家用車	<ul style="list-style-type: none"> ・個人やグループで利用 ・史跡指定地を利用 ・麓に自家用車を止め、散歩や自然観察などを楽しむ

第5章 整備基本計画

第1節 全体計画および地区区分計画

(1) 史跡指定地のゾーニング

史跡指定地内は、「遺構見学ゾーン」、「縄文の暮らし体験ゾーン」、「縄文植物観察・採取体験ゾーン」、「三千年の森」の4つのゾーンに区分する。

史跡指定地内の各ゾーンの概要を表5-1、ゾーニング図を図5-1に示す。

表 5-1. 史跡指定地内の各ゾーン概要

ゾーン名		機能	導入施設
史跡指定地	遺構見学ゾーン ：史跡指定地、集落遺構上	遺構の復元展示 解説、学習と体験の実践の場	遺構復元、解説標識、学習ルート設定、 管理施設
	縄文の暮らし体験ゾーン ：史跡指定地南側および史跡指定地外	集合、交流、解説・案内、遊び、 休憩、防災、修景 学習と体験の実践の場	環状集落の象徴的広場と方形状柱穴 列の部分復元、芝広場、便益施設（ベンチ、東屋：一時避難所） 展望施設（遺跡の展望、遠景の展望）
	三千年の森ゾーン ：史跡指定地北側	修景、休憩、散策、学習、体験、 緩衝帯	縄文時代の樹木や有用植物の林、市民参加の縄文の樹木の苗畑・苗床（ドングリ栽培を含む。）
	縄文植物観察・採取体験ゾーン ：史跡指定地北側および史跡指定地外	緩衝帯、観察・採取体験	既存林を活用、縄文の植物の育成、 植物観察等を行う場として活用

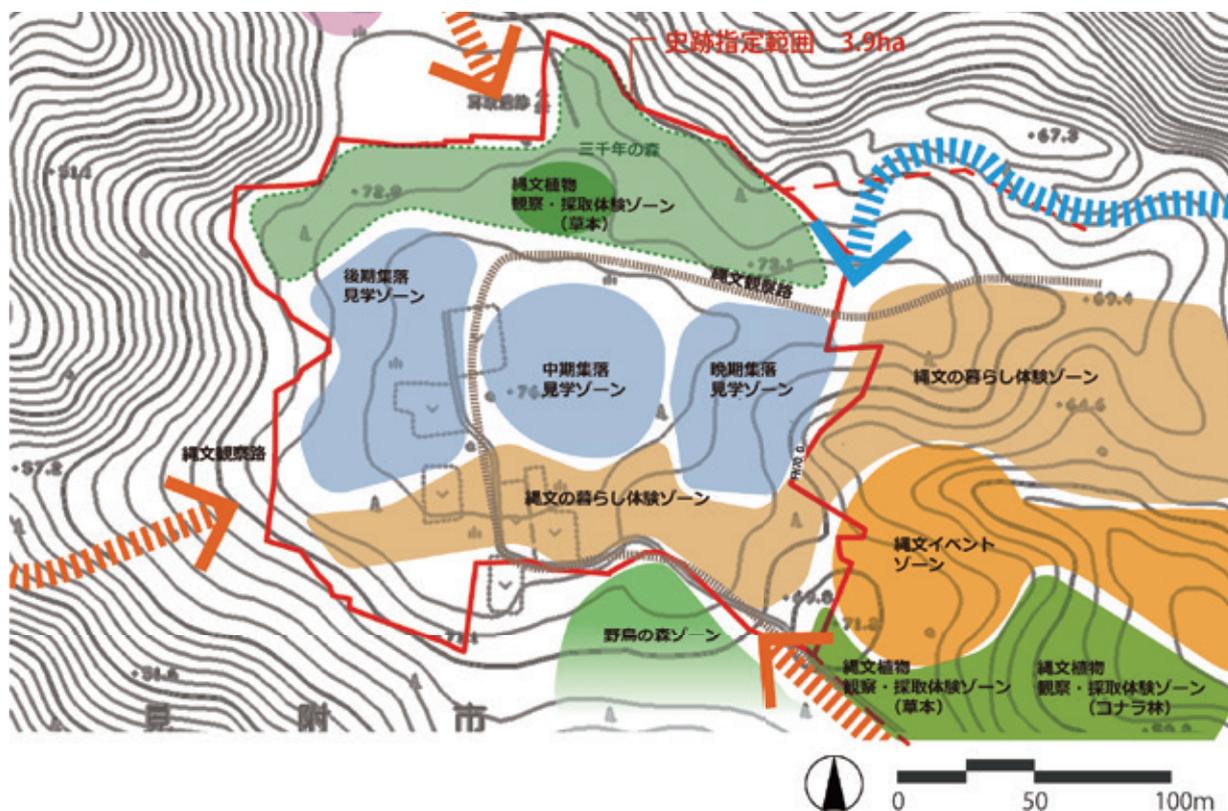


図 5-1. 史跡指定地内のゾーニング図

(2) 史跡指定地外のゾーニング

史跡指定地外は、「縄文の暮らし体験ゾーン」、「縄文イベントゾーン」、「縄文植物観察・採取体験ゾーン」、「越後平野と夕日眺望ゾーン」の4つのゾーンに区分する。

※図 5-2 に示す「野鳥の森ゾーン」は周辺域の営巣木になりえる樹林帯を全て含むものとし原則として現状保全とするため整備ゾーニングとしての説明は省く。

表 5-2. 史跡指定地外の各ゾーン概要

ゾーン名		機能	導入施設
史跡指定地周辺	縄文の暮らし体験ゾーン ：史跡指定地南側および史跡指定地外	集合、交流、解説・案内、遊び、休憩、防災、修景 学習と体験の実践の場	環状集落の象徴的広場と方形状柱穴列の部分復元、芝広場、便益施設（ベンチ、東屋：一時避難所）、展望施設（遺跡の展望、遠景の展望）
	縄文イベント体験ゾーン ：史跡指定地外	団体の休憩、学習、体験の実践、イベントの実施	芝斜面、ステージ
	縄文植物観察・採取体験ゾーン ：史跡指定地北側及び史跡指定地外	緩衝帯、観察・採取体験	既存林を活用、カタクリ等の植物観察やドングリ採取などのフィールドとして活用
	越後平野と夕日眺望ゾーン ：史跡指定地外	緩衝帯、観察・採取体験	既存林を活用、植物観察やドングリ採取などのフィールドとして活用
埋蔵文化財包蔵地ゾーン ：史跡指定地外	周辺遺跡とのネットワーク機能	遺跡を繋ぐ古の道ネットワーク	
ガイダンス施設ゾーン ：史跡指定地外、北谷公民館周辺	案内・誘導、導入展示、管理機能、学習と体験の活動拠点	歴史を明確に伝えるガイダンス施設、トイレ、休憩施設、エントランス、園路、園名・名称標識、誘導標識、案内標識、公園の管理施設	

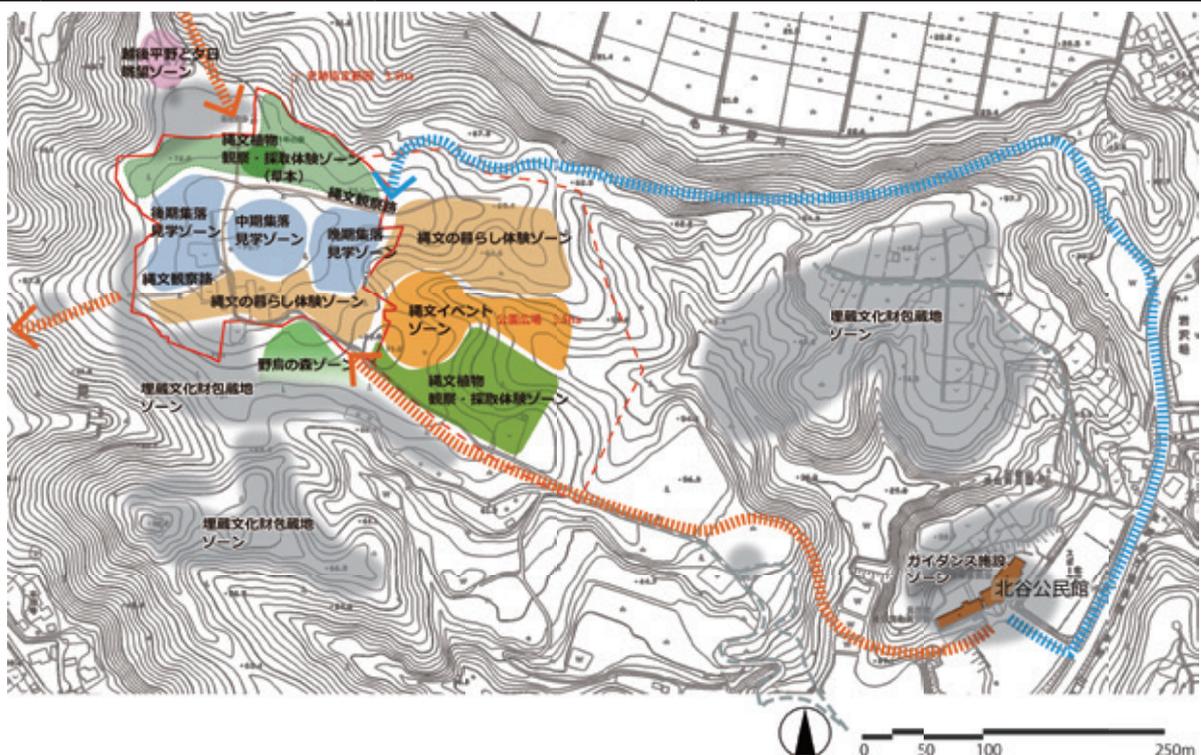


図 5-2. 史跡指定地外のゾーニング図

(3) 保存活用計画からの修正点

委員会の意見をふまえ、保存活用計画から活用ゾーニングの見直しを行った。

以下に主な修正点を示す。

- 遺構との連携をふまえ、史跡指定地内にも「縄文の暮らし体験ゾーン」を設けた。
- 遺構への影響のないよう、縄文植物観察・採取体験ゾーンは史跡指定地外にも再配置した。
- 「縄文イベントゾーン」は、すり鉢状の現地形を活かし史跡指定地外に再配置した。

(4) 計画平面図

図 5-3 に本施設の計画平面図を示す。

史跡指定地内は、主に以下の整備を行う。

【主な整備内容】

中期集落：馬蹄形の集落

- ・ 南西に開いた馬蹄形の集落形状がイメージできるよう住居の平面表示を配置

後期集落：北陸最大級の規模の環状集落

- ・ 広場を中心とした環状集落がイメージできるよう方形状柱穴列の柱位置の表示および竪穴住居、掘立柱建物の平面表示を配置

晩期集落：環状集落

- ・ 広場を中心に掘立柱建物が周りを取り囲む環状集落がイメージできるよう住居の平面表示を配置
- ・ 当時の住居の形状や大きさをイメージできるよう、掘立柱建物1棟を復元



図 5-3.計画平面図

(5) 整備イメージ図

図5-4に史跡指定地周辺の整備イメージを示す。

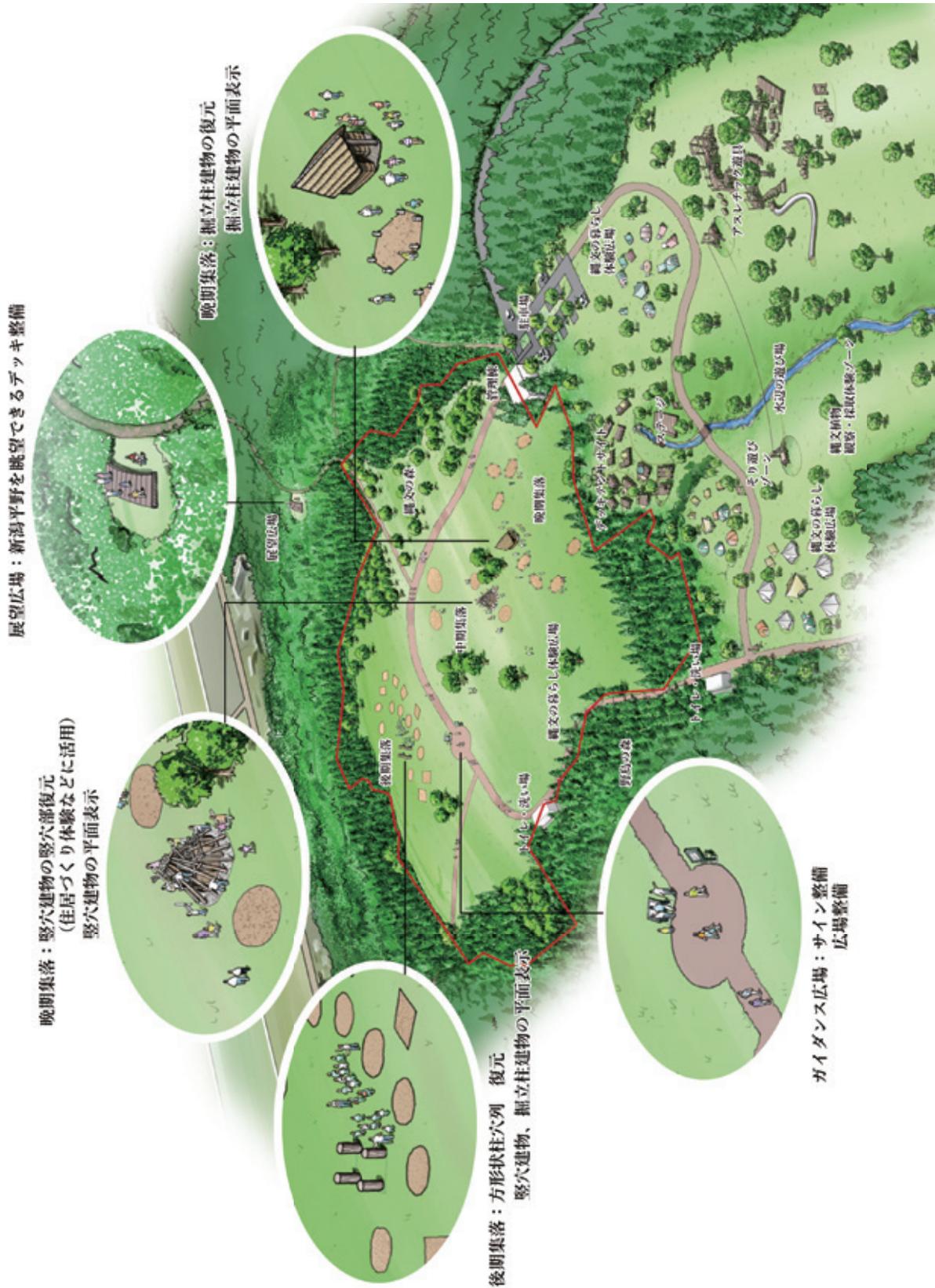


図5-4.整備イメージ図

第2節 遺構保存に関する計画

史跡に包蔵されている遺構や遺物などの埋蔵文化財を保存することを第一とし、史跡整備を行う。

特に、本史跡の特徴として、耳取山の豊かな自然環境や周辺に点在する埋蔵文化財があることから、道路などの基盤整備については、現状の地形や環境への影響が最小限となるよう十分に配慮する。

また、埋蔵されている遺構に関しては、現況の保存状況をもとに、整備の手法を十分に検討し、長期的な展望のもと現状保存を図る。

整備後の活用においても史跡に影響を与えないものとする。

動線計画においては、史跡指定地内の遺構を保護するとともに、周辺の遺構へも影響を及ぼさないアクセスルート及び園路を計画する。

地形造成においては、特に、高木植樹や住居を復元する箇所における保護盛土の盛土厚を十分に確保するほか、表土の侵食を抑制する排水計画を検討する。

植栽および管理施設、便益施設については、発掘調査において集落遺構が確認されている箇所への植樹、設置を避けることとする。

第3節 動線計画

(1) 基本事項

史跡指定地へのアクセス動線は歩車分離とし、車両用の道路は新たに建設し、歩行者用の通路は既存の里道を含めて、地域住民にとっても利用しやすい遊歩道を適所に設置する。アクセス道路は、安全性および周辺の埋蔵文化財包蔵地、自然環境の保全を最優先としたルートとする。

史跡指定地内は、利用者の踏み荒らしや管理車両の移動によって遺構保護盛土を傷めないよう、最小限の園路を設ける。園路は、景観に配慮した仕上げとし、過度に作り込まないようにする。

(2) アクセス動線

1) 車両

車両用のアクセス道路は、史跡指定地と周辺の道路に高低差があることから道路構造令で規定されている縦断勾配を確保するために、東側の主要地方道長岡・見附・三条線から分岐することが適切である。

アクセス道路は、ガイダンス施設を起点とすると埋蔵文化財宝蔵地と干渉する恐れがあるため、遺構がないと想定される丘陵の北側斜面を通るルートとする。なお、設計にあたり、

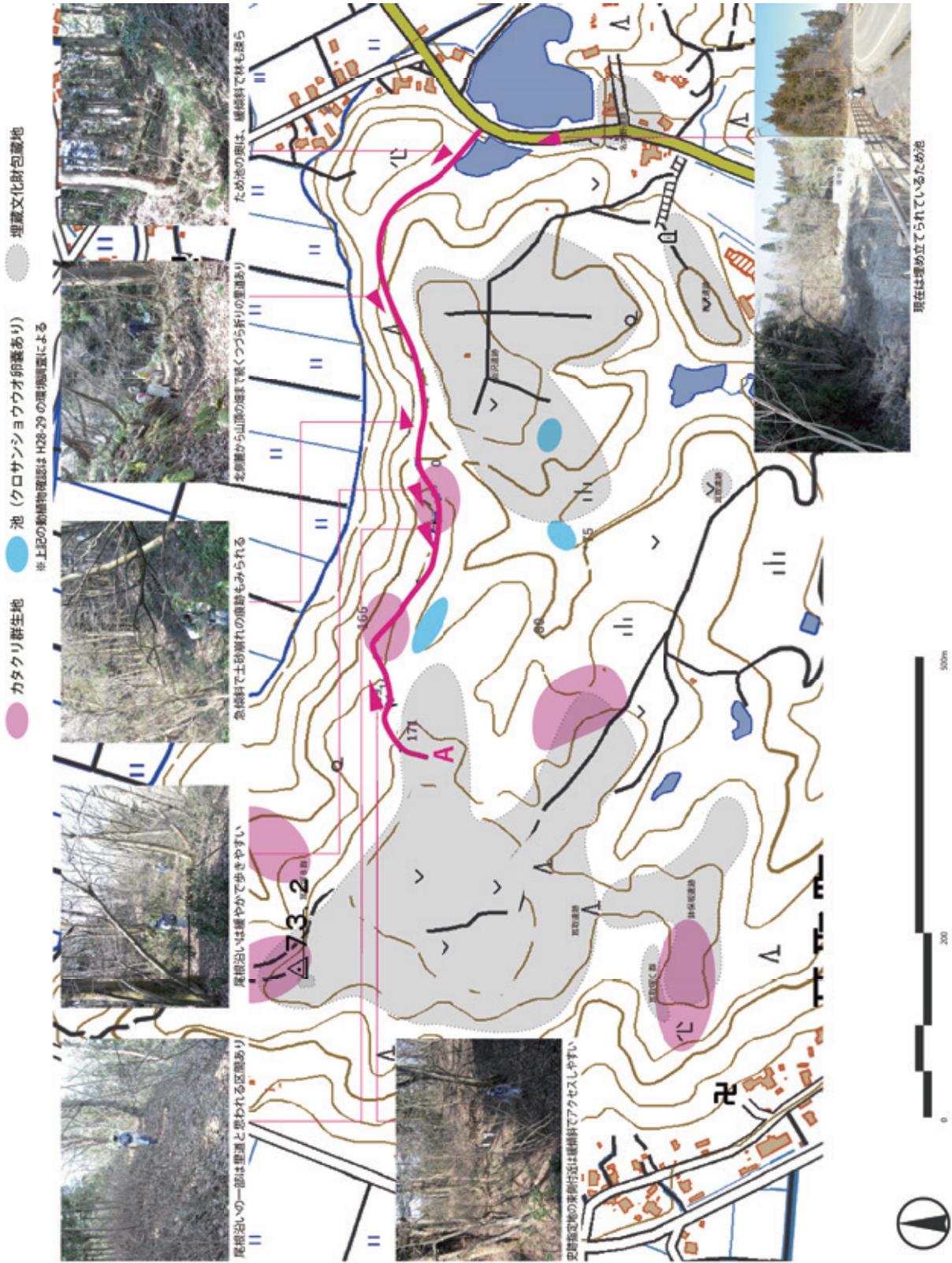


図 5-5.7 アクセス道路予定地の現地状況

遺構の試掘調査、確認調査が必要である。また、北側斜面には、植物の貴重種やカタクリの群生地、クロサンショウウオなどの重要種の生息が確認されているため、これらの重要種の生育、生息に配慮した整備が必要である。

2) 歩行者

歩行者のアクセス動線として、ガイダンス施設から史跡指定地へ至る遊歩道を新たに設置する。また、南中学校から利用しやすい北側斜面にも新たに登山道を設置し、既存の里道である北西ルート、西ルートを活用する。既存の里道は、崖に隣接しているなど危険箇所があるため、そのような区間については安全なルートを再設定する必要がある。

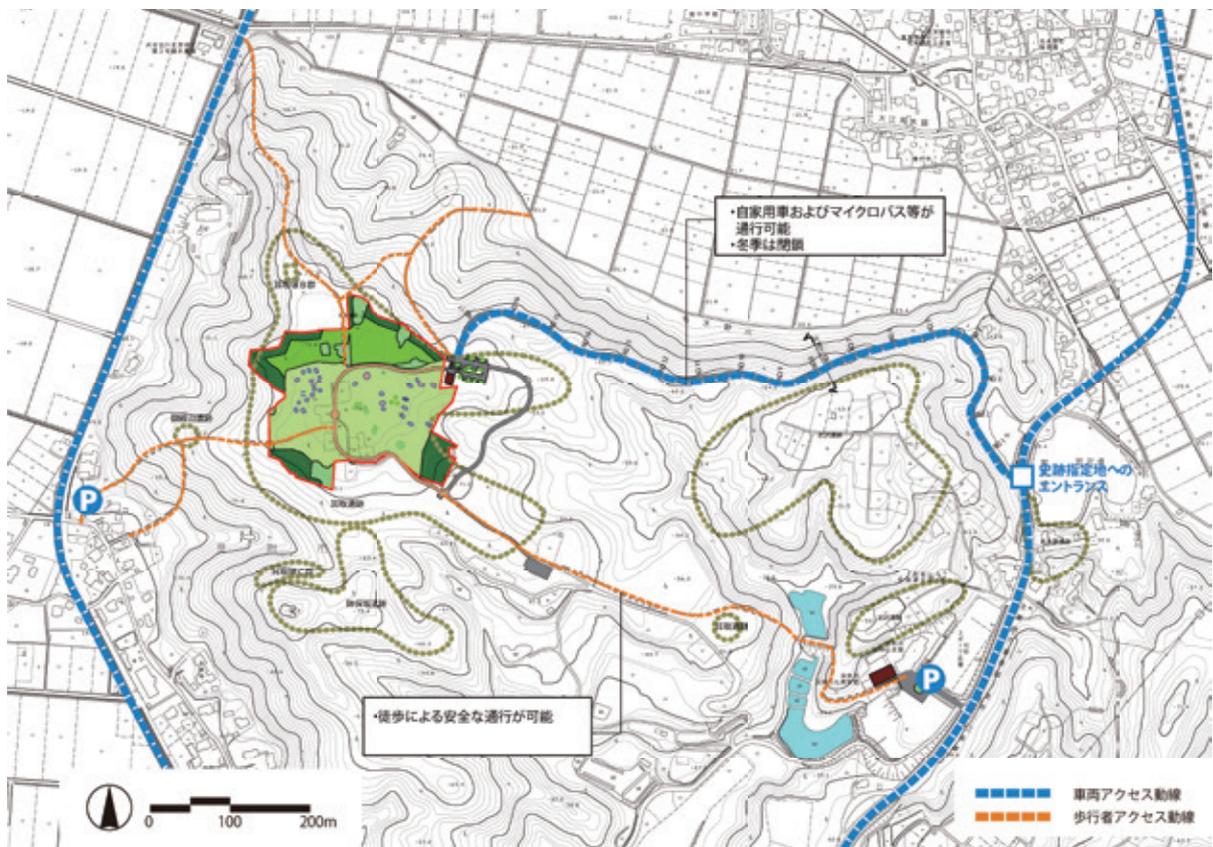


図 5-6.アクセス動線計画図

3) 利用者別の動線イメージ

以上の動線計画をふまえ、図 5-7 に利用者別の動線イメージを示す。

総合学習など団体利用については、麓にバスを駐車し、ガイダンス施設を見学後に徒歩で史跡指定地内を見学する利用とバスで移動する利用を想定する。

なお、本史跡周辺の駐車場は、環境への影響などを考慮して、必要最小限の規模とするため、イベント時などについては市街地に臨時駐車場を設けてシャトルバスでの送迎対応などを想定する。

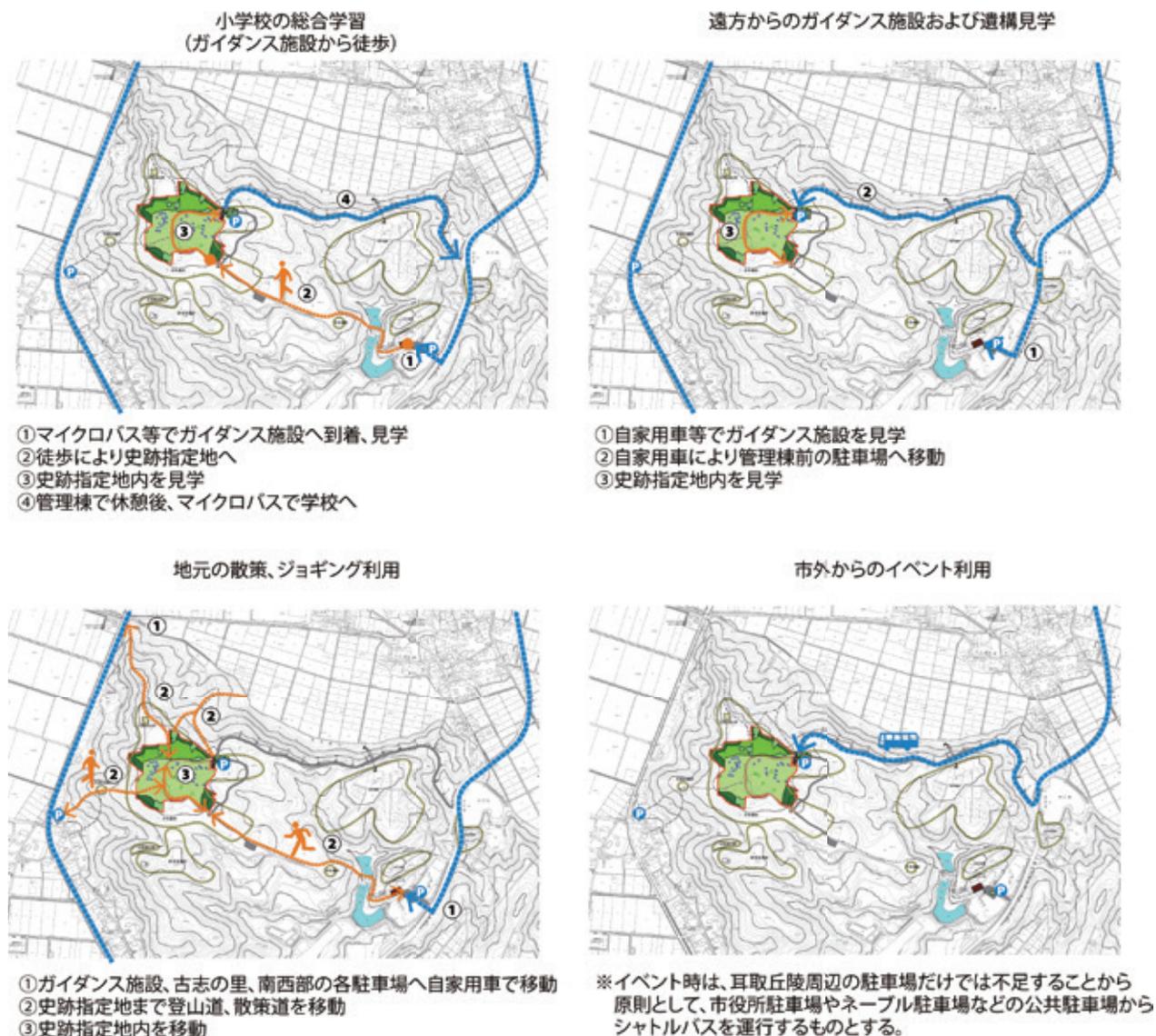


図 5-7.利用者別の動線イメージ

(3) 史跡指定地内の動線

指定地内の動線は、麓から史跡指定地まで延びるアクセス道路と遊歩道に接続し、中期集落と後期集落の間を通過する動線とする。また、芝の広場に住居跡を平面表示する場合、集落範囲が曖昧で来訪者の混乱を招く恐れがある。特に中期集落と後期集落については隣接し、どちらも竪穴住居で構成された集落であることから集落範囲の混同を招きやすい。したがって、中期集落と後期集落の間に園路を配置し、中期と後期の集落領域を区分することを図る。なお、指定地内の園路は、管理用車両が通行できる仕様とする。

一般的な利用者動線は、史跡指定地北東から指定地内に入り、晩期集落を見学した後に、指定地内中央に南北に走る園路を通過し、中期集落、後期集落を見学するルートを想定する。

また、児童・生徒などの学習利用は、図5-7.に示すように、大型バスを麓に停車し、ガイダンス施設を見学した後に、徒歩で散策しながら史跡指定地へ移動して見学することを想定する。

(4) 史跡指定地内の園路

歩行者動線である園路は、オーバーユースによる遺構保護層の損壊を防ぐために重要な施設であるが、もともとの縄文集落にはないものであり、園路自体が集落景観を損なう恐れもある。

このことから、園路整備については必要最小限の整備とし、遺構の直上をできるだけ避けるとともに、過度な舗装・仕上は避ける。

また、利用状況に応じて、遺構保護層の補修および園路の新設を検討する。利用者動線を定期的に観察・点検し、頻繁に通過するルート（自然にできる「踏み分け道」）については必要に応じてウッドチップ舗装などを施して遺構保護層を守るとともに新たな園路として利用する。

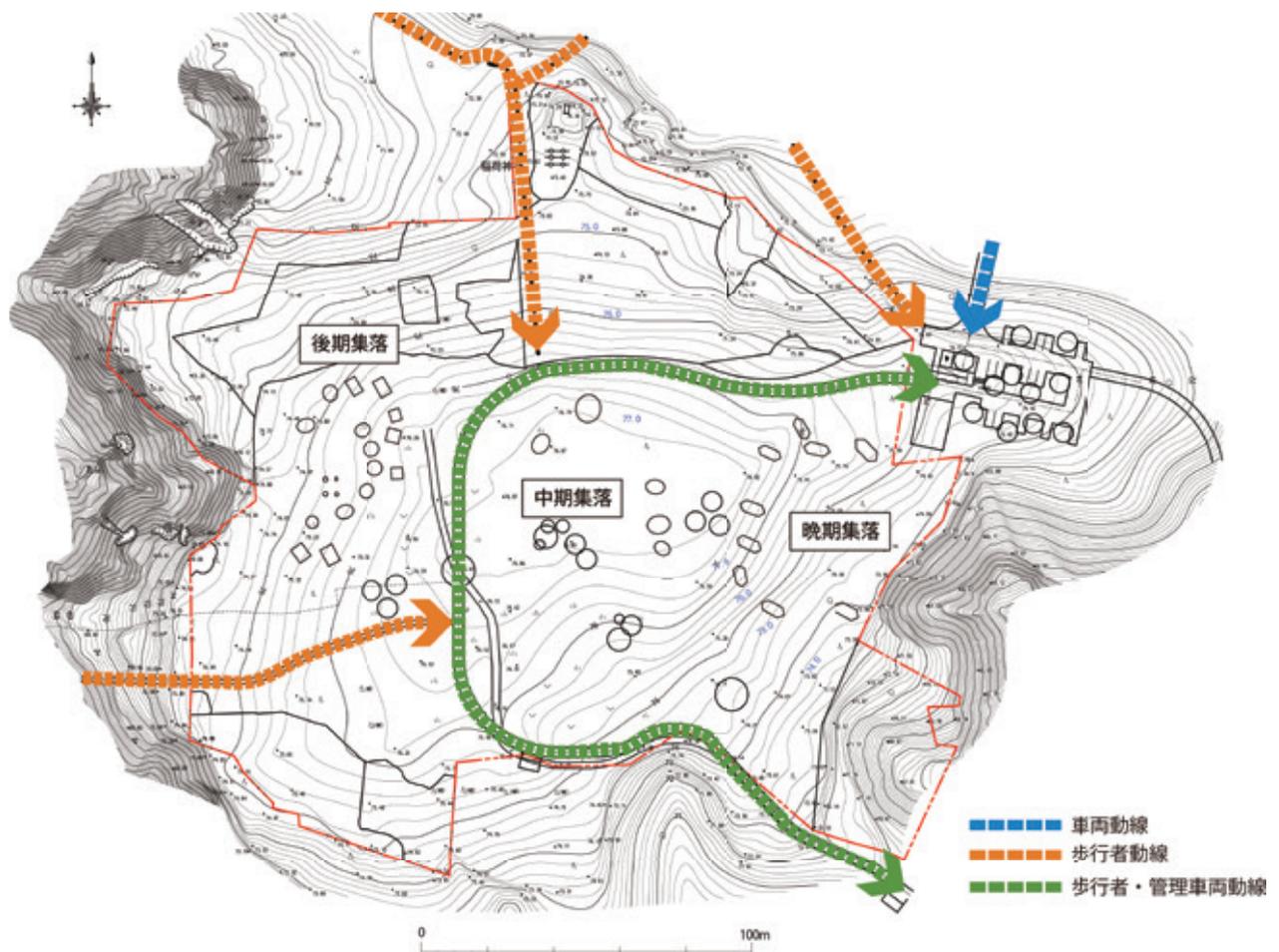


図 5-8.園路動線計画図

第4節 地形造成に関する計画

(1) 基本事項

耳取遺跡は、縄文時代の3時期の遺構が確認されているため各時期の地形の推定が困難なことから地形復元は行わずに、現況の地盤面を基準にした遺構保護のための盛土による地形造成とする。

盛土は、植栽エリア、遺構表示エリア、住居復元エリアなどの整備内容に応じて遺構に影響を与えない適切な厚さとする。

雨水排水は、特定の箇所に負荷がかからないように表面排水を分散させる。また、周辺の景観との調和を図り排水構造物を設置せずに地形造成により排水を誘導するように配慮する。

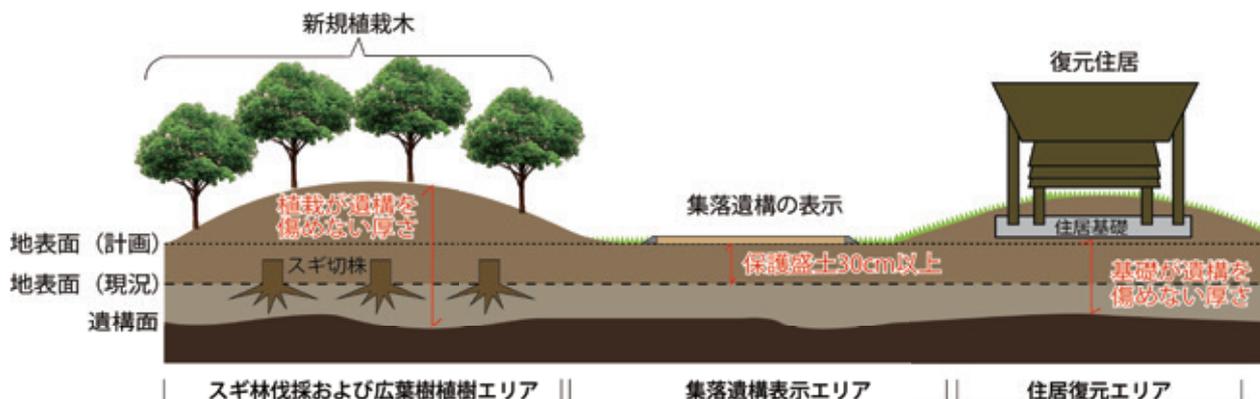


図 5-9.盛土模式図

(2) 造成の考え方と手法検討

1) 盛土の考え方

【現状】

「2015 耳取遺跡調査報告書」の「遺構観察表—トレンチ詳細」によると、遺物包含層までの深さは 10～100 cm であるが、25 cm 未満の深さでは遺物の包含は見られない。

【基本事項：造成の方針、考え方】

- ・ 計画地全体に地表面から 30 cm 以上の保護盛土とする。
- ・ 計画地の縁部は現状の地盤に擦り付ける。
- ・ 急傾斜の斜面部分は伐採および地形改変・盛土は行わない。